

令和8年3月 太子町農業員会定例会議事録

1. 開催日時 令和8年3月6日（金）午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 太子町役場3階第1会議室

3. 出席委員：1番 山本委員 2番 上野委員 3番 山元委員
4番 三浦委員 5番 仲村委員 6番 植木委員
8番 粂山委員 9番 上田委員 11番 谷内委員
12番 川村委員 13番 山村委員 14番 小路委員
15番 川端委員 16番 松本委員 17番 金谷委員

4. 欠席委員： 7番 楠本委員 10番 中尾委員

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条に係る許可申請の件
報告第1号 農地法利用集積計画の合意解約受理の件
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
報告第3号 農地法第4条第1項第7号に係る届出受理報告の件
報告第4号 農地法第5条第1項第6号に係る届出受理報告の件

6. 事務局職員

事務局長 川久保 みのり
事務局 仲村 将樹
芹川 勇也

7. 署名委員 仲村委員 粂山委員

8. 議事録

【事務局長】

ただ今より、令和8年3月の定例会を開会します。
それでは、会長より、ご挨拶をいただきます。

【会長】

【あいさつ】

【事務局長】

ありがとうございました。

出席委員は17名中15名で、定数に達しておりますので、本日の定例会は成立しております。それでは太子町農業委員会に関する規程第6条により、会長に議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、本日の議事録署名委員について、私から指名いたします。仲村委員、榎山委員 よろしくをお願いいたします。それでは、これより議事に入ります。
議案第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第1号 農地法第3条に係る許可申請の件は3件です。議案書の1ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は川端委員にお願いしました。ご説明よろしくをお願いいたします。

【川端委員】

2月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、仏眼寺橋から約100m南側の農地で、現在は草が生えている状態です。
以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、譲渡人から、譲渡人のお子さんへ所有権移転されるものです。以上です。

続きまして、議案書の1ページ2番をご覧ください。(議案書説明)
現地確認は川端委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【川端委員】

2月26日に事務局と現地確認しました。
場所は、葉室公園から約100m北側の農地で、現在は保全管理されている状態です。
以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、設定人の田んぼに隣接している被設定人の住宅へ水を供給するため田んぼの下に給水管を設置するものです。給水管を通すためこの土地に地役権を設定するものです。以上です。

続きまして、議案書の1ページ3番をご覧ください。(議案書説明)
現地確認は山村委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【山村委員】

2月26日に事務局と現地確認しました。
場所は、太子四つ辻から約100m北西側の農地で、現在は畝が作られている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、利用権の期間満了に伴い、使用貸借による権利設定に切り替えるものです。以上です。

【会長】

議案第1号について何か質問はありませんか。

【植木委員】

番号1の案件は、相続ではないのですか。

【事務局】

はい。相続ではなく、生前贈与になります。

【会長】

他にございませんか。

無いようですので、議案第1号の1番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【賛成多数】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の2番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【賛成多数】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の3番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【賛成多数】

賛成多数と認めます。

それでは、報告第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

報告第1号 農用地利用集積計画の合意解約受理の件は9件です。議案書の2ページ1番から5番をご覧ください。借り手が同じ人で、農地の場所が隣接しているためまとめて説明させていただきます。(議案書説明)

尚、本件は解約の報告であり耕作状況については確認不要のため、現地確認は事務局で行いました。

場所は、春日大池の北東側の農地で、現在は保全管理されている状態です。

利用権設定されておりましたが、借り手の都合により、双方合意で解約することになりました。以上です。

続きまして、議案書の3ページ6番から9番をご覧ください。借り手が同じ人で、農地の場所が隣接しているためまとめて説明させていただきます。(議案書説明)

尚、本件は解約の報告であり耕作状況については確認不要のため、現地確認は事務局で行いました。

場所は、畑記念碑から約100m南側の農地で現在は保全管理されている状態です。利用権設定されておりましたが、借り手の都合により、双方合意で解約することになりました。以上です。

【会長】

報告第1号について1つ確認させていただきます。合意解約後の次の借り手は決まっていますか。

【事務局】

春日地区の方は段取りはついてます。

【谷内委員】

畑地区の方も同じです。

【会長】

他に質問は無いですか。

無いようですので、報告第2号について、事務局より報告を求めます。

【事務局】

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件は2件です。議案書の4ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

尚、本件は農業委員会による斡旋を希望されているため届出の報告となります。相続による権利取得のため現地確認は事務局で行いました。

場所は、太子第一号公園の南東側の農地で現在は草が刈られている状態です。

続きまして、議案書の4ページ2番をご覧ください。(議案書説明)

尚、本件は農業委員会による斡旋を希望されているため届出の報告となります。相続による権利取得のため現地確認は事務局で行いました。

場所は、春日大池から約200m北側の農地で、現在は草木が生えている状態です。以上です。

【会長】

報告第2号について何か質問はありませんか。

無いようですので、報告第3号について、事務局より報告を求めます。

【事務局】

報告第3号 農地法第4条第1項第7号に係る届出受理報告の件は1件です。議案書の5ページをご覧ください。(議案書説明)

現地確認は川村委員にお願いしました。ご説明よろしくお願いたします。

【川村委員】

2月27日に事務局と現地確認しました。

場所は、用明天皇陵の北側の農地で現在は宅地になっている状態です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、地目変更するものですが、既に宅地となっており、農地転用手続きが必要であることを知らずに宅地として使用されております。今後は農地法を遵守する旨、始末書を提出いただいています。よろしくお願いたします。

【会長】

報告第3号について何か質問はありませんか。

無いようですので、報告第4号について、事務局より報告を求めます。

【事務局】

報告第4号 農地法第5条第1項第6号に係る届出受理報告の件は1件です。議案書の6ページをご覧ください。(議案書説明)

現地確認は金谷会長にお願いしました。ご説明よろしくお願いたします。

【会長】

2月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、太子町役場から約100m南側の農地で、現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、露天資材置き場として利用する為、譲受人へ所有権移転するものです。よろしくお願いたします。

【会長】

隣接同意はとってますか。

【事務局】

農地所有者の同意はとってますが、宅地などは必要ないのでとってないです。

【谷内委員】

地元説明会などやった方がいいのでは。

【事務局】

市街化区域内農地の転用については、原則不受理にはできません。

他法令違反などあれば、例外はありますが、今回は該当しませんので、農地法的には受理せざるを得ないと考えます。

【会長】

委員のみなさん、受理で大丈夫でしょうか。

異議ないようですので受理いたします。

他にございませんか。無いようですので、次に、その他案件として事務局より何かありますか。

【事務局】

- ・ 委員報酬について
- ・ 令和8年度農業委員会予定表について
- ・ 南河内地区農業委員会講習会について

【会長】

全体を通して何かありませんか。

【上田委員】

山田墓地の件およびほ場整備の件について、調べておいてほしい。

【事務局】

わかりました。

【川端委員】

農業委員の改選時期について、7月は中途半端ではないですか。

【事務局】

府内の自治体がこの日程になってます。

【会長】

他にございませんか。

それでは、本日の案件はすべて終了しました。

次回の定例会は 4月 7日 火曜日

時間は午後1時30分からこの場所で開催します。

以上で、3月の定例会を閉会します。

署名委員 _____

署名委員 _____